

2022年9月9日

各位

株式会社エスアイシステム

公正取引委員会からの勧告について

本日、当社は公正取引委員会から下請代金支払遅延等防止法（以下、「下請法」）に基づく勧告を受けました。

これは、当社が商品の製造を委託しており、下請法の対象と認定されたお取引先様に対し、下請代金の額から商品案内用の「写真代」を差し引いていた行為が、下請法第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）の規定に違反すると判断されたものです。

本勧告において、規定に違反するとされた金額は、対象期間2019年11月から2020年12月、対象会社46社で、36,280,847円です。

当社は、製造を委託しているお取引先様と規定違反となる行為は既に行っておらず、規定違反と認定された金額をお取引先様にお支払いいたしました。

当社は、今回の勧告を厳粛に受け止め、勧告内容を全役職員に周知徹底するとともに、下請法遵守の社内教育の実施、チェック体制を強化するなど、コンプライアンス強化と再発防止に努めてまいります。

お取引先様をはじめ関係者の皆様には、ご心配とご迷惑をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

【本件のお問い合わせ先】

株式会社エスアイシステム 業務推進部

電話番号 03-5361-6780

以上